

Title	埃及の将来 (埃及と英吉利帝国との関係如何)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.3 (1915. 3) ,p.320(98)- 330(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150301-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

埃及の將來

(埃及と英吉利帝國との關係如何)

占部百太郎

左の一編は W. B. Worfold 氏著 The Future of Egypt の結論を譯したものである。此著が Nations Library の一冊として出版せられたのは、土耳其が獨逸に煽動せられて英國と開戦しない以前のことである。爾來埃及の事態は急激の變化を來たし、從來所謂「勢力範圍」と云ふ空漠なる名稱の下に實際は埃及に對して保護政治を行つて居た英國は、開戦後間もなく公然保護國の宣言をしたのである。然し開戦前に於ける英國の對埃及政策並びに蘇西運河地域の戰略的價値を闡明し、且今後に於ける英埃間の關係を推知するに足るものがあるので、敢て讀者の一察に供した次第である。

埃及人をして自から治め自ら衛ることを得るに至らしめ、而して後に埃及から撤退す可しと

の効果を奏した、又一國の物質的富源は急速に發達したにも拘はらず、埃及人を議院政治に訓練するの事業は辛つと着手せられたばかりに過ぎないことを述べて置いたのである。

手短く云へば、埃及が自から治め、自から衛る國家となる迄には、恐らく幾十年と云ふ歲月を經過せねばならぬ。而して或政治上の大動亂が起つて急激に奪ひ去らるゝ如き事がない限り、埃及は假令名義上は左うでないにせよ、事實上英帝國の一部分として、依然英國の配下に立つてあらう。故に英國の此の假裝的保護政治は結局必ず終りを告ぐるの日に至るとして、之を英國の政策から考へて、埃及の英吉利帝國に於ける關係は充分考量に値する題目であるのである。否、此の題目の研究に連れて下の如き二個の極めて難かしい問題が起つて來るのである。曰く「埃及を英帝國に併合して利する所があるであらうか、曰く「埃及を併合すると云ふ

は英國が夙に世間に公表し、又世間から認められた政策である。所が現在の處かゝる政策を行ふ事は不可能である。何となれば、有ゆる具眼者の判断に據れば、英國が今日撤退しても、又は近い將來に撤退しても、折角刻苦して遂げられた經濟上の進歩は之が爲めに多く阻害せられ、其上行政上の紊亂を惹起し、歐羅巴の一國或は數國は勢ひ干渉を加ふの不得已に至るからである。其れに、今日の狀態に於て他の如何なる國が埃及を占領しても、其れは直接英吉利帝國の安全を脅すものであるが故、英國自身再び埃及を占領して這般の危險を豫防するの餘儀なきに至るであらう。

故に英國の埃及占領は、埃及國民の復活が遂げらるゝ迄續くものであると期待せられる。而して此の復活の道程は自から遼遠たるを免れない。其の何程遼遠であるかは、前數章に於て既に説明した。即ち吾人は埃及に於て大に行政上

ことは果して英帝國に取て勞を償うであらうか。

名義上、埃及は土耳其帝國の一部分で、埃及人は土耳其皇帝の臣民である。埃及太守は當だ土耳其皇帝の領地を割譲したり、若くは宣戰媾和したりする權利を有たないのみならず、又外國政府に外交的代表者を派遣することも出來ない。土耳其皇帝の主權に據て彼に依託せられた權利の報償として、彼は年々七十二萬磅の貢賦を納めて居るが、然し乍ら、彼は土帝の許可なくして甲鐵艦を建造したり、埃及常備軍をば、一萬八千人の制限以上に増加する事を禁せられて居る。

所が實際上、貢賦金はチャンド納められ、國防の制限は守られて居るけれど、英國は斷じて埃及の内政に對して土耳其の干渉を許さない。一九〇五年に土耳其が埃及からシナイ半島を割取せむと企てたとき、英國は直ちに之に反對し

「病人」の土耳其も未だ快癒の機會を有つて居る。

故に埃及が以上我輩の所言に反して、改造せられ統一せられたる土耳其の配下に立つことを希望するに至ることもあらうし、而して歐洲の列國が却て平時に於て蘇西運河の中立を維持するに足るも、然も世界の平和を脅すが如き何等の企畫を有する大國が其の同盟を要求する程には強からざる亞細亞的回教的國家の隆盛を欣ぶ可きに至る時の來らないとは限らない。

此の如き事態の到來する否とは、一つに近き將來に於て土耳其が遂ぐ可き進歩の度合に因るのである。歐羅巴は其利害關係からして、埃及に有力な強固な政府の立つことを欲するのである。而して列強は土耳其が埃及を併呑しても、之に因て何等行政的效果の毀損せらるゝ、患なきことを信ず可き理由を有するに非る限り、土國が埃及の如き重要な國を併合する事に同意し

やうな期待せられない。云換れば、土、埃合同の對して、歐羅巴の同意を得むには、土、埃古政府の行政的效果が少なくとも、英國の監督から放れたる行政的訓練を経たる埃及政府によつて到達せられたる行政的效果と同一の程度に達して居なければならぬ。然し乍らアルメニア人、西利亞人、東方國人 (Levantine) 亞刺比亞人等の曖昧なる性質の諸人種が土耳其人と共に土耳其帝國の人民を組織して居ることを考量すると、最も土耳其の爲めに善意を有つて居る人々、此の如き日の到達することに對して何等の期望をも懸けることは難かしいのである。

三

若し以上を以て、所謂「獨立」國としての埃及の境遇を打算して略々誤りなきものとするならば、同國が英帝國に併合せられて得可き利益は、之を推測するに難くない。埃及が其最大危険とする海上からの侵襲に對して防禦す可く、海上

權の維持を以て廣く世界に亘る其帝國組織の最大骨子とする英國の海軍を以てすることが出来るであらう。又亞細亞から陸上の侵入を撃退する爲め、埃及は其の駐屯英軍の外、印度軍を始め、南阿、濠洲、新西蘭から義勇軍の援助を要求することが出来る。夫れから經濟的利害の一致が、何よりも一番大切な水道供給の維持と發展とを確保するであらう。

是等の利益に對する報償として、埃及は英吉利帝國の他の總ての殖民地と均しく、隨意の負擔の外、何等財政的乃至軍事的責任を負はない、が併し埃及は自國と他の英帝國内の姉妹諸邦との間に於ける組織的結合を保持すること、矛盾しないやう、最低限度に於て國民的向上心を犠牲に供することを命ぜらるゝであらう。如何にせば、英帝國の性質たるや、古代若くは近代の如何なる他の政治組織とは趣を異にして、其帝國内に文明及び人種の異なる種々の社會を包容

一方に於て埃及は英帝國の配下に在る諸他の邦國と均しく、帝國に對して組織的關係を有つて居る。詳しく云へば、埃及は英帝國に對して一定の職責を有つて居るので、其職責の懈怠あらむか直ちに多少、帝國の有ゆる他の邦國に影響を及ぼすであらう。埃及が事實上英國の領地として、英帝國に對して負へる二大職責は、(一)蘇西運河地域の安全を保障する事、(二)合衆王國の製造家に對して棉花を供給する事である。現在の埃及棉花生産に就ては、又ナイル河流域一圓から將來一層多大の供給を得むことの努力が爲されつゝある事に就ては、既に前章に於て述べたから、茲に之を繰返す必要はない。然し蘇西運河の業務に關して英國が有する分前の偉大なるを示す數字

は、之を引用するの必要がある。と云ふのは是等の數字に依て、前記(一)の職責の遂行に對して英帝國が有する關係の實際上の度合の最も明な又最も直接なる徵證が得らるゝからである。

蘇西運河會社全株數三十七萬八千二百三十一の中、英國政府は殆ど其の半數即ち十七萬六千株を有つて居る。一株の原價二十磅。總計七百五十五萬四千六百二十磅の資本金であつたのが、現今では一株百九十磅近くに騰貴して、會社全體の資本價額が約七千萬磅に達し、英國政府持株の現在價格三千三百萬磅近くである。此の如く資本價格を激増せしむるに就て、英吉利帝國の功の多いことは、會社の營業年報に徴して明かである。

最近に得られたる數字に據れば、一九一一年度に於て蘇西運河を通過した船舶總計四千九百六十九隻此の正味總噸數一千八百三十二萬四千七百九十四噸其の通航料金五百五十二萬二千磅

に達して居る。此の總計中一千一百七十一萬五千九百四十七噸に上る三千八十九隻は英國の船舶で、次ぎが六百六十七隻、二百七十九萬九百六十三噸に達する獨逸の船舶、第三位が二百八十四隻、九十七萬一千三百五十二噸の和蘭の船舶である。英國の海運業は今尙偉大であるけれど、過去十五年間に於ける主として獨逸の航海業の發達に因つて、其の優越の割合が少しく低落して居る。即ち一八九八年度に於ける三強國の總計は左の通りであつた。

國	船舶數	噸數
英國	二二九五	八、六九一、〇九三
獨逸	三五六	一、三五三、一六一
佛蘭西	二二一	八、九一、六四二

而して同年度に於ける英國船舶の噸數は、殆ど全體の三分の二(一千二百九十六萬二千六百三十二噸の中八百六十九萬一千九十三噸)であつた。短く云へば、今日運河を利用する英國の船舶噸數は、他の諸國全體の夫れに比べて多い

のみならず、過去に於て英國の海上貿易は今日よりも一層商事計畫としての蘇西運河の成功に貢獻する所が多かつたのである。故に惟り此の點から見ても、英國は此の事業に對して最も大なる且有益なる貢獻をしたのであるから、英國は如何なる他の國の利益とは到底比較にならぬ所の大なる利害關係を運河の安全に對して有つて居るのである。

所が運河に對する英國の利害は以上止まらぬのである。英吉利帝國の組織は主として海上の制度である。英國王に臣事する領土は、世界に到る處に散布して、是等各領土間の交通は陸運に依らずして、海運に依るのである。殖民地から本國へ、本國から殖民地へ、一の領土から他の領土へ、男や女や、食料品、製造品等種々雑多のものを輸送する船舶の自由に航行する事が、此の海上制度の始終絶へざる而かも非常に大切な任務であるのである。而して如何なる

代價を拂つても英國の海上權の優勢を維持せねばならぬと云ふのは、英帝國の此の喫緊の任務をば假令一時たりとも故障なからしむる必要があるからである。

歐亞間を往來する船舶並びに英本國と印度、極東、濠洲、新西蘭、阿弗利加東海岸との間を定期に航海する英國船舶等は、何れも蘇西運河の八十七哩を通過せねばならぬのであるから、此の狭い水路を圍むで居る地帯は戰略上極めて重要な地域である。而して此の地域の鎖鑰たる埃及の占領は、實に英國の海上權を維持する上に取つて、最も大切な所以である。

海上の權利は唯だ軍艦の噸數や武裝や、戰鬥員の優勢なばかりで得らるゝものではない。其の出動準備や、戰鬥回復力が又海軍の成功に取つて、大切な要素であるが、軍艦をして是等の資質を得せしむるには、軍需品を得るに便利なる供給の根據地と、船渠や修繕工場を備ふる

港埠とがなくてはならぬ。

蘇西運河の中立は、一九〇四年の英佛宣言の結果として列強の承認を得たのである。然し乍ら此の如き取極をしたる列強は又之を廢止することが出来る。其れで若し何時たりとも、其の以前の約束を取消した方が締盟國多數の利益とするならば、列強は爾かすることが出来る。然し何れにしても現在の状態では、英國は蘇西運河の閉鎖と云ふやうな危険は到底之を冒かすことが出来ない、と云ふのは、之が爲め英帝國防禦に取つて第一の要務である海上の拘束なき自由を甚だしく阻害せらるゝからである。此の危険に對して埃及が英國の手に在れば、最上の防禦となるのである。

四

所が英吉利帝國防禦の要素としての埃及の價値に關する、閑却することの出来ない議論がある。夫れは蘇西運河地域と運河其物の戰略上の

價値は過去に於ては極めて大なるものであつたが、今日並に將來に於ては、決して其れ程重大なものではないと云ふのである。先づ第一、戦争の破裂した場合は、英帝國の防禦と英國海上貿易の保護は、英國が海上權を保持せねばならぬ海洋の中から地中海を除いた方が一層有効に之を行ふことが出来ないであらうかと云ふのは、公然たる疑問である。而して地中海を除いた方が利益であると云ふ場合には、英國の海洋貿易は一部若くは全部、地中海蘇西航路から大西洋喜望峯航路に換へらるゝであらう。第二、地中海削除主義を採る可しとは、現に進歩しつゝある蘇西運河地域の南部各地に於ける英國の海上權乃至陸上權の發展からして賛成せらるゝ所である。

此方面の發展を助くる重なる要素は(一)其中に蘇丹、ウガンダ、英領東アフリカ、英領中部アフリカ、南北ローデシア等を包容するアフリカ

加東海岸に英國の優勢權を確立する事(二)印度帝國並びに同帝國と此の英領東アフリカ聯邦との間に(多分)生ず可き密切なる關係を一層擴張する事(三)濠洲と新西蘭との海軍を基礎として、此の兩殖民地及び南阿殖民地とに民兵を組織して之を訓練する事(四)帝國防備の目的に向つて、是等の殖民地をば印度及び東海岸アフリカと聯結せしむる事である。

蘇西運河地域の戰略的價値は漸次に減少するものとするも、然も尙埃及は依然英帝國の防備上極めて貴重なる地位に立つてあらう。而して埃及の人民が如何に急速に自から治むることが出来るやうになつたとした所が、英國は内亂外寇の場合に方つて直ちに再び軍事的の占領を自由に行ふことが出来る條件でなければ、埃及から撤退しないであらうと推測しても、間違はるまい。國際間の委員附託事業若くは世界強國の均勢に於て革命的變動が起らない限り、如

上の保障なくして埃及から撤退することには、如何なる英國の大臣も責任を負はないであらう。然らば即ち埃及の國民が埃及の爲めに確保すべき最上の希望は、以上述べた如き性質の條件に獨立してあることなる以上述べた如き性質の決定せらるゝ時の來ない中、商業及び農業階級の利益から寧ろ全然英帝國に合併せらるゝの得るものなることを土人の間に唱道せらるゝに至るまであらうと期待するものも、強ち不道理ではあるまい。

五 以上述べた所から決論を下すと、下の三點に歸する。(一)若し埃及が英吉利帝國から分離したならば、(二)土耳其に併吞せらるゝか(三)列強協同の保護國となるか(三)英國が再占領する權利あることを條件として獨立するか、此の三途の一出づるであらうと期待せられる。

